

◇ 青色申告の承認取消し基準を公表

Q : 青色申告の承認の取消しに際しての取扱基準が公表されたそうですが、内容を教えてください。

A : 最終的な申告額の50%を超える隠ぺい・仮装の事実が見つかった場合は形式基準に該当し、青色申告の承認が取消されることなどが明らかにされています。

【解説】

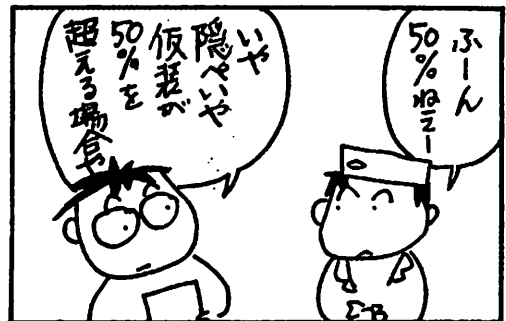
国税庁はこのほど、個人、法人の青色申告の承認の取消しの取扱いなどを公表しました。

それによると、まず、帳簿書類の備付け等については、単に物理的に帳簿書類が存在しているだけでなく、これを税務職員に提示することを含み、税務調査に当たり、帳簿書類の提示を求めたにもかかわらず、その提示を拒否した場合は、青色申告の承認の取消事由に該当することとされています。

また、隠ぺい・仮装の場合の取消しの形式基準として、決定・更正後の所得金額に対し、そのうちの隠ぺい・仮装の不正事実に係る所得金額が50%を超えるととき（不正所得金額が500万円に満たない場合を除きます）とされています。

また、個別的な取扱いが設けられていますので、形式基準に該当しなくても、二重帳簿を作成したり、形式基準を僅かに下回る過少申告を毎年継続して行っている場合などは、取消されることもあります。

一方、形式基準に該当しても、一定の場合には取消しを見合わせることも明らかにされています。



KIMIYO・I